



報 告 項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第159号

山梨県中巨摩郡昭和町西条232番地12 幸ハイツ101号、前住所山梨県甲府市国母5丁目1番10号
債務者 松土 憂斗（旧姓藤井）

- 1 決定年月日時 令和8年8月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 又川 章
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月26日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第357号

大阪府貝塚市三ツ松2722番地 17棟308号
債務者 田中 英二

- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福塚 圭恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月16日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年（フ）第470号

大阪府泉北郡忠岡町忠岡北3丁目3番5号
債務者 藤田 晃大

- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木由佳子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月30日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年（フ）第342号

神戸市北区有野台6丁目20番地 B13棟501号、従前の住所兵庫県西宮市宝生ヶ丘2丁目17番17号
債務者 狩俣 寛孝

- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 天野 聖子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月11日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第695号

兵庫県三木市末広2丁目7番29号
債務者 田中 裕太

- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐井 萌子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月11日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第705号

神戸市灘区鶴甲5丁目1-50特別養護老人ホームきしろ荘、住民票上の住所神戸市東灘区住吉山手5丁目12番3号
債務者 特殊造形イクストルこと 米田武志（法定代理人成年後見人 東條 和幸）

- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浦本 真希
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月11日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第643号

北九州市門司区寺内1丁目30番1-206号、前住所北九州市門司区寺内2丁目4番25号
債務者 メガビームこと 泊 達夫

- 1 決定年月日時 令和8年8月28日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上野 直生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月11日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第297号

熊本市東区健軍2丁目17番1-308号 メゾン・ド・ロジェ、転入前住所熊本市中央区八王寺町14番4号 MビルⅡ 601
債務者 佐藤 恭子

- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高木 絹子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月29日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第77号

鹿児島県伊佐市大口小木原422-3、前住所鹿児島県伊佐市菱刈前目3650番地27
債務者 高田 良太

- 1 決定年月日時 令和8年8月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹山 真美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月4日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和8年（フ）第79号

大阪市淀川区三津屋南2丁目20番28号 ミツヤパークウエスト 503号
債務者 藤井 昌樹

- 1 決定年月日時 令和8年8月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉本 達哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月12日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4361号

大阪市平野区平野東2丁目3番5号
債務者 中村 陸

- 1 決定年月日時 令和8年8月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 達也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月12日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第553号

神戸市須磨区磯馴町3丁目1番7-3号
債務者 坂本CS工業所こと坂本光一こと KIM KWANG IL 金 光一

- 1 決定年月日時 令和8年8月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 完

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月11日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第147号

兵庫県伊丹市野間8丁目11番10-405号
債務者 溝本 真一

- 1 決定年月日時 令和8年8月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 靖子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月12日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和8年（フ）第400号

兵庫県姫路市下寺町125番地1 リバーテック405、従前の住所兵庫県姫路市坂田町1番地1 サンヒルズ坂田町903号
債務者 クラブみつ峰こと 水俣せつ子

- 1 決定年月日時 令和8年8月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷林 一憲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月3日午後1時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第67号

福岡県築上郡築上町大字築城345番地 一丁畑団地築城A棟501号
債務者 白石 忠義

- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲地 彩子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月12日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和8年（フ）第215号

金沢市泉野出町3丁目3番33号
債務者 陽光社こと三木 武夫

- 1 決定年月日時 令和8年8月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 向井 渉太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月6日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
金沢地方裁判所民事部